

## 令和3年度 定期監査の結果（指摘・意見・リスク発現の可能性のあるもの）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 会計管理室
- 3 監査実施期間 令和 3年 9月29日

### 指 摘

特になし

### 意 見

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の削減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。</p> <p>また、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日</p> <p>出納整理期間や決算の調製時期など、当課の業務の性質上、やむを得ず時間外勤務が多い時期がある。</p> <p>特定の職員に業務が集中することを防ぎ、また、業務の平準化を図るため、適宜適切に係間で応援を行い、当課全体で業務を行うことにより、時間外勤務の削減に取り組んでいる。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 5年 3月31日</p> <p>引き続き、係間で応援を行い、当課全体で業務を行うことにより、時間外勤務の削減に取り組んでいる。</p> <p>係内での情報共有をすすめ、担当者間でお互いの業務に関する知識を増やすことにより、事務の標準化を図る。</p> <p>また、事務作業において、簡略化できる箇所がないかを適宜見直し、事務作業量の減少を図る。</p>

#### 2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 職員用机・椅子の管理について【効率性の視点・有効性の視点】</p> <p>物品にあたる職員用の机や椅子については、会計管理室が一元的に管理を行っている。人事異動による変動や、老朽化による交換も必要となり、その対応として、予算要求時期に人事課へ次年度職員数の予定を確認、年度末には人事異動において各所属における必要個数の把握、また随時、老朽化による更新の必要性を確認している。引き続き、各所属における職員数の変動や老朽化による更新の必要性を正確に把握することで、予算の確保や無駄な在庫が発生しないよう取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日</p> <p>人事異動後の情報を速やかに把握し、適切かつ円滑に机や椅子の取得や保管等ができるようにしている。</p> <p>また、老朽化による更新についても、各所属に順に調査・照会することにより、適切な予算確保や保管等ができるようにしている。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 5年 3月31日</p> <p>令和5年度の人事異動に向けて、必要な情報収集を行い、適切な机椅子の個数を把握した。適切な在庫数の机・椅子を保管できている。</p>

<p>② 財務事務における内部統制について【合規性の視点】</p> <p>消耗品等を月の初めから月の終わりにかけて複数回購入した際の支出事務について、支出負担行為日を当月の当初の発注日とするケースと金額が確定する最終の発注日とするケースがある。関係課とも協議しながら支出負担行為日を整理できないか研究すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日</p> <p>支出負担行為として整理する時期については、支出負担行為整理区分表（四日市市予算の編成及び執行に関する規則別表第1）に定められている。</p> <p>同時期については、予算を執行するうえで、支出負担行為をどの時点で予算と関連付けるか、支出負担行為が有する会計处理的側面から整理されるものと考えられている。</p> <p>令和5年度の出納員（所属長）会計事務研修で説明をするなど、全庁での情報共有をすすめる。</p> <p>規則の文言及び趣旨を踏まえ、規則所管課である財政課とも協議をし、妥当な解釈を引き続き研究していく。</p>
<p>③ 実地検査の改善対応について【合規性の視点】</p> <p>会計管理室が行っている実地検査について、指摘事項の改善報告を1か月以内に行わせており、改善に時間を要するものは年度内を目途に対応している。年度を跨ぐと職員や業務も変わることによって職員の意識も薄れてしまうことが懸念される。指摘事項の改善は、できる限り年度内に完結できるよう指導すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 5年 3月31日</p> <p>支出負担行為の整理は、契約等に基づき支払うこととなる金額を予算金額から差し引く経理上の手続きであり、支出負担行為として整理する時期については、財政課所管の四日市市予算の編成及び執行に関する規則に定められている。</p> <p>支出負担行為の整理行為の意義と同規則の規定の趣旨から、契約等に基づき支出する金額が確定する時をもって支出負担行為として整理する時期すなわち支出負担行為日とするのが原則であると考えられる。支出する金額が確定する時期は、契約等の内容によって定まるため、契約等（支出負担行為）によって異なる。財政課所管の同規則の規定の趣旨を踏まえた上で、個々の契約等の内容を考慮して、支出負担行為日をいつにするか判断するのが適当であると考えられる。</p> <p>支出負担行為として整理する時期の考え方について、令和5年度の出納員（所属長）会計事務研修などにおいて、改めて周知し、全庁での情報共有を進める。</p>
<p>④ 金券の適正な管理について【効率性の視点、合規性の視点】</p> <p>ア 金券の管理について、過去の経緯をふまえた出納保管に関する金券管理の基本方針を周知すること。</p> <p>また、効率性の観点から、真に金券が必要でない所属は金券を持たないよう指導することで、業務の効率化を図ること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 4月 1日</p> <p>令和3年度の実地検査は、新型コロナウイルス感染症対応に追われる各所属に配慮し、書面で19所属を対象に実施し、年度末に指示事項を送付している。</p> <p>令和4年度は、例年どおり、2月末までに指摘を行い、年度内に改善報告を求めるようにする。</p>
<p>イ 会計管理室では、返信用等切手として多くの種類の切手を保有しているが、種類によっては年間の払出し回数が少ないものもある。日々の金券管理について、適正な管理を担保しつつ、業務の効率化につながる管理方法がないか検討すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 4年 4月 1日</p> <p>84円以外の券種が必要な場合は、前月までに会計管理課に報告することとしている。</p> <p>今後も、前年度の使用実績や各課から報告される使用予定数をもとに、適切な枚数を管理していく。</p>

<p>⑤ 全国市長会公金総合保険の加入について【有効性の視点】          全国市長会公金総合保険の加入率は約7割となっている。加入については、同格都市や未加入都市の動向、他都市における保険金の支払実績をふまえて、精査しながら必要なものか検討すること。</p>	<p>【 検討中 】 令和 4年 9月30日</p> <p>全国市長会公金総合保険の加入団体数は、毎年、微増の傾向にある。          県外の同格都市や未加入都市の動向、保険金の支払実績等について、情報収集を行い、必要性を精査していく。</p>
<p>⑥ 所掌事務の適時見直しについて【合規性の視点】          所掌事務について適時見直しを行い、業務内容に応じた職員の確保を図ることで事故のないように取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 4年 9月30日</p> <p>歳入の収納方法の多様化に対応し、また、公金の管理運用や支出負担行為の確認など、幅広い業務を行う必要がある。          そのため、適宜適切に係間で応援を行い、当課全体で業務を行うことによりノウハウを共有するとともに、事務作業の簡略化により事務量の削減を図り、また、人事課に適正な人員配置要求も行っていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 5年 3月31日</p> <p>引き続き、適宜適切に係間で応援を行い、当課全体で業務を行う。また、人事課への適正な人員配置要求も継続して行っていく。</p>

## リスク発現の可能性のあるもの

特になし